

## 濃州郡上藩に於ける藩医事情

森永 正文

(医)成医会 もりなが耳鼻咽喉科

藩医とは各藩で召し抱えられた医師のこと。郡上藩(四万八千石)では国元の在郡上、江戸詰め(定府)の藩医があり、約14名を数えた。身分的には士格医師と非士格医師、職制的には奥医師と表医師に大別される。士格医師は知行を持つ給人であり、非士格医師は中小姓以下であるが、藩医を問わず家中では中小姓から給人への昇格は至難のことであった。士格藩医家は、在郡上では三家、定府では四家、非士格藩医家としては、幕末頃には、それぞれ四家、三家があった。藩内における藩医の身分位置は、家老以下給人以上の士格百家の中では、在郡上、定府最上位の藩医家とも中位クラスである。奥医師は藩主の侍医であり、世襲の士格藩医家から選ばれ、在郡上では1~3名、定府では2~4名であり、登用後、隠居願いが出されるまでその任に当たった。平均勤続年数は20.7年(最長50年、最短2年)である。尚、1801年~1850年のわずか50年の間に、藩主の相次ぐ病死により、5人もの藩主が入れ替わっており、奥医師数も、在郡上で3名、定府で4名と、必要に迫られての増員がみられる。明治元年10月の新政府頒布の藩治職制に基づき郡上藩でも職制改正が行われ、明治2年には旧来の奥医師、表医師の呼称は、直医、員医と改められている。同時に身分に関する呼称も変わり、「四等士直医」「五等士員医」(四等=給人、五等=中小姓)等となっている。藩医の給与は、士格医師については跡式高五十~八十石に二十~四十石の加増があり最終的には七十~百二十石になり、一方、非士格医師は二人扶持・切米五~九石程度であり、同じ藩医であっても給与にはかなりの開きがある。特別手当としては、奥医師役料(三人扶持)、奥医師御供金(金一両)などの他、薬種料の支給がある。士格医師で金二~十一両、非士格医師で金二~五両であり、療治方(治療数)には大きな差はなかったようである。ただ療治方が少ないと薬種料は減額された。明治元年に開校した医学校の教官手当も特別給与にあたり、三百~千疋となっている。藩医の役務としては、1.藩主家の日常診療 2.藩主家他行時の御供(参勤交代、参詣) 3.家臣団・その家族の診療 4.軍役(軍事訓練、出兵) 5.家臣護送時等の付添医 6.その他(藩家御祝儀参列、医学校講義、医学所種痘・診療)がある。尚、定府藩医は藩邸内に居住していたのであるが、江戸の市中の人々の診療も行っている。江戸の医師名鑑である「江戸今世醫家人名録」(文政年間 白土雙著)には四名の郡上藩医の名前が記載されており、この内の一人、浅井玄碩の項には「翁治傷寒疫邪癩症虻虫疝氣雷飲 神驗又名癩疽癩疾蠱毒雁來瘡犬毒癩癩黃胖黃胆」という付記があり、名声ぶりが伺える。藩医の専攻科目は、郡上藩医では多くが本道(内科)であるが、中には外科、針科を専攻する医師もみられる。

古来より医は賤業として、或いは一般武士からは「長袖もの」として軽く扱われ、又、明治2年、佐倉順天堂佐藤尚中の医学校兼病院最高職「大博士」就任の際、膿や尿を扱う医者に「大博士」の称号は不適切という反対の声も上がったという。日本社会の医師観が大きく変化したのは西洋医学が導入された明治以降のこと。江戸期にあって、郡上藩医の中には中士格の待遇を受け、中には百五十石もの高禄をはむ者がいたことは少々意外であった。大名貸しの大坂「鴻池」に或大名が宿泊の折、藩医に朝夕の診療をさせ、健康チェックを怠らなかつたという。これを見た主人は『小大名といえどもお抱えの手医者がある。これだけは叶わない。』と嘆息したとの由。大名家は立場上健康には人一倍神経を使い、有能な医師を高給厚遇で雇い入れ、自身の健康管理には余念がなかつた様である。

郡上藩という小藩の藩医事情を通し、若干の文献的考察を加え藩医の有り様を報告する。